

## 川崎市議会史編さん等業務委託 企画提案説明書

### 1 件名

川崎市議会史編さん等業務委託

### 2 業務委託内容

別紙「川崎市議会史編さん等業務委託 仕様書」のとおり

### 3 担当部課

議会局議事調査部政策調査課

### 4 委託期間

契約締結日から令和15（2033）年3月31日まで

### 5 契約方法

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号による随意契約  
（公募型プロポーザル方式による受託者の特定）

### 6 業務規模概算額（契約上限額）

委託期間の総額

86,176,991円（消費税及び地方消費税を含む。）以下

※ 各年の内訳（各、消費税及び地方消費税を含む。）

※ 令和7年度以降は債務負担行為

令和6年度 7,020,999円以下

令和7年度 6,591,999円以下

令和8年度 13,117,999円以下

令和9年度 6,074,999円以下

令和10年度 13,117,999円以下

令和11年度 6,074,999円以下

令和12年度 14,107,999円以下

令和13年度 10,144,999円以下

令和14年度 9,924,999円以下

### 7 提案資格

この企画提案に参加するには次の（1）から（3）までの事項を全て満たし、かつ（4）に掲げるいずれかの要件を満たしている必要があります。

（1）川崎市契約規則（昭和39年川崎市規則第28号）第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。

（2）川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。

（3）企画提案書等の提出締切日において、令和5・6年度川崎市業務委託有資格業者名簿に業種「99その他業務」・種目「09 印刷企画」若しくは「99 その他」で登録さ

れている者、又は業者登録申請中で企画提案会当日までに上記の業種・種目に登録見込みである者。

(4) 書籍の制作実績について、次のいずれかの要件を満たすこと。

ア 国の機関、自治体、企業等の史書（文章を中心とする400頁以上のもの）の制作（執筆、編集（内容の正誤や適否の確認作業等）、印刷製本等）の実績を過去10年間で1件以上有すること。

イ 特定の地域に関連する歴史に関する書籍（文章を中心とする200頁以上のもの）の制作（執筆、編集（内容の正誤や適否の確認作業等）、印刷製本等）の実績を過去10年間で1件以上有すること。

8 仕様書等の配布及び参加意向申出書等の提出

この企画提案に参加を希望する者は、次により参加意向申出書等を入手し、参加意向申出書及び(5)イの書類を提出期限までに提出してください。

(1) 配布期間

令和6年9月17日（火）から令和6年9月26日（木）まで

(2) 配布時間

平日の午前9時から正午まで、午後1時から午後5時15分まで

(3) 参加意向申出書等の提出期限

令和6年9月26日（木）午後5時15分まで

(4) 配布・提出場所

川崎市川崎区宮本町1番地 川崎市役所本庁舎22階

川崎市議会 議会局議事調査部 政策調査課議会史編さん担当

（電話番号 044-200-0489）

※提出の時間帯については、上記（2）と同じ。

※参加意向申出書及び仕様書等は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」内の「プロポーザル関連情報」の該当ページからダウンロード可能です。

(5) 提出書類

ア 参加意向申出書（様式1）

イ 上記7（4）の要件を満たしていることが分かる書類（制作物、契約書の写し等）

(6) 提出方法

持参

9 提案資格確認結果通知書の交付

参加意向申出書を提出した事業者に対して、提案資格の確認結果通知を令和6年9月30日（月）までに「参加意向申出書」に記載のE-mail宛て電子メールにて送付します。

提案資格確認結果の理由について説明を希望する者は、通知を受け取った日から7日以内に書面によりその旨を申し出てください。電話または口頭ではできません。

10 質問の受付及び回答

仕様書等に関して質問がある場合は、下記のとおり受付けます。なお、評価基準に関す

る質問は受付けません。

(1) 受付期間

令和6年10月1日(火)から令和6年10月7日(月)午後5時15分まで

(2) 質問書の提出方法

質問書(様式2)を電子メールで提出してください。

電子メールの件名は「【会社名】川崎市議会史編さん等業務委託に関する質問書」としてください。

(3) 送付先メールアドレス

98tyosa@city.kawasaki.jp

(4) 回答

令和6年10月9日(水)までに、提案資格を有する者全てに、質問に対する回答を電子メールで送付します。

## 1.1 企画提案書等の提出

(1) 提出書類

ア 企画提案書(10部)

(ア) 様式は自由とし、A4判、表紙を含め片面20枚以内で作成してください。ただし、(ウ)のスケジュール表については、A3判横で作成してください。

(イ) 別紙「川崎市議会史編さん等業務委託 仕様書」及び別紙「川崎市議会史編さん等業務委託 評価基準」を踏まえて作成してください(提出書類を基に企画提案会にてプレゼンテーションを行っていただきます。)

(ウ) 委託期間中のスケジュール表(契約締結後から履行期限まで)を作成してください。スケジュールには、各工程(構成の作成、監修、執筆、校閲、校正、印刷製本、デジタル版作成等)の作業期間や作業期間設定の考え方を示してください。

(エ) 企画提案書の作成に当たっては、団体名(会社名)や団体名(会社名)を推測できる表現は記載しないでください。

イ 業務従事予定者の業務経歴書(10部)

本業務を受託する際に編集コーディネーター、監修者、執筆者、校閲者、校正者として従事する予定の者の氏名、年齢、業務経歴(業務名、業務年度、受託金額、業務内容、当該業務における役割等)等を記載してください。(様式自由)

ウ 団体概要(1部)

理念、業務内容、業務実績などがわかる資料(様式自由。パンフレットなどでも可。)

エ 見積書(1部)

様式は自由とし、業務内容の内訳、年度ごとの総額、9か年の総額を明記(税抜額、消費税額、税込額がそれぞれ分かるように記載)し、代表者印を押印してください。(様式自由)

(2) 提出期限

令和6年10月18日(金)午後5時15分まで

(受付時間 平日の午前9時から正午まで、午後1時から午後5時15分まで)

(3) 提出場所

川崎市川崎区宮本町1番地 川崎市役所本庁舎22階

川崎市議会 議会局議事調査部 政策調査課議会史編さん担当

(4) 提出方法

持参

(5) 注意事項

- ア 提出書類は、原則として本業務を受託する際に携わる者が作成してください。
- イ 提出書類の提出期限後の差し替え、変更、追加はできません。
- ウ 提出書類は返却しません。
- エ 提出書類作成等に係る費用は、提案者の負担とします。

1 2 企画提案会

(1) 日時

令和6年10月24日(木) 午前中(予定)

※詳細は後日、参加資格のある者に連絡します。

(2) 場所

川崎市川崎区宮本町1番地 川崎市役所本庁舎 川崎市議会 議会局会議室

※詳細は後日、参加資格のある者に連絡します。

(3) 時間

1団体当たり30分程度です。

プレゼンテーションは20分以内、質疑応答を10分程度で行います。

(4) 選考方法

選考は、本市が設置するプロポーザル評価委員会において審査します。

(5) プレゼンテーション

- ア プレゼンテーションは、企画提案書等提出書類に基づき、別紙「川崎市議会史編さん等業務委託 評価基準」の評価項目を踏まえて行ってください。
- イ プレゼンテーションは、原則として本業務を受託する際に業務担当責任者として従事する方が行ってください。
- ウ 出席者は3名以内としてください。
- エ 団体名(会社名)及び団体名(会社名)が推測できる内容を含まないプレゼンテーションとしてください。

1 3 企画提案の評価

(1) 評価

企画提案の評価は、プロポーザル評価委員会において、別紙「川崎市議会史編さん等業務委託 評価基準」を基に、項目ごとに数値化して採点し、合計点数の最高得点を得た者を本業務の選定業者候補とします。

なお、採点の結果、合計点数の最高得点を得た者が複数いる場合は、次の基準の順で選定します。

- ア 合計得点が同点の場合は、別紙「川崎市議会史編さん等業務委託 評価基準」の「2 構成・監修等」「3 執筆」「4 校閲・校正」の合計得点の最も高い者
  - イ (アの点数が同点の場合は) 見積金額の総額が最も低い者
- 上記ア及びイの基準でも選定できない場合は、プロポーザル評価委員会の審議により

決定します。

また、プロポーザル評価委員会に出席した各委員の評価の平均が20点未満となった場合、受託者として選定しないこととします。

## (2) 提案者が多数の場合の措置

企画提案書等の提出者が多数あり、受託者の特定に著しい支障が生じると認められる場合は、プロポーザル評価委員会において企画提案書等の事前書類審査を行い、原則として上位5者が企画提案会にて審査・評価を受けるものとします。

## 1.4 審査結果通知

審査結果は、令和6年11月上旬までに全ての提案者に結果通知により通知します。

なお、審査結果等について電話及び電子メール等での問合せには応じられませんので予め御了承ください。

## 1.5 契約手続等

審査結果の通知後、速やかに受託予定者として特定された者と本業務にかかる契約締結の協議を行い、契約を締結します。

(1) 契約保証金は契約金額の10%とします。ただし、川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は、免除とします。

(2) 前払金 否

(3) 契約書の作成 要

## 1.6 その他

(1) この契約において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。

(2) 参加意向申出書を提出した後に辞退する場合には、辞退届（様式自由）を提出してください。

(3) 契約締結までの手続期間中に指名停止となった場合には、以後の本件に関する手続の参加資格を失うものとします。なお、選定された提案者が、参加資格を失った場合には、次順位の者と手続を行います。

## 1.7 問合せ先

川崎市川崎区宮本町1番地 川崎市役所本庁舎22階

川崎市議会 議会局議事調査部 政策調査課議会史編さん担当 豊田

電話番号 044-200-0489

メールアドレス 98tyosa@city.kawasaki.jp